

## 超能力者の権利及び義務に関する法律案

### (目的)

第一条 この法律は、超能力者の権利及び義務を定めることにより、超能力者の能力を公共的に活用するとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「超能力者」とは、超能力を有する者をいう。

2. この法律において「超能力」とは、次に掲げる能力であって、一般人には保有されていないものをいう。

一 念写

二 念力

三 瞬間移動

四 透視

五 テレパシー

六 予知

七 前各号に掲げるもののほか、一般人に保有されていない能力であって、その能力の活用と規制が必要なものとして政令で定める能力の種類

### (超能力者の義務)

第三条 超能力者は、正当な理由がないのに、その保有する超能力をみだりに用いて、他人の生命、身体若しくは財産を侵害するおそれのある行為、又は、他人の名誉若しくは信用を毀損するおそれのある行為をしてはならない。

### (超能力者の登録)

第四条 超能力者は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

2 第十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、登録の申請をすることができない。

3 内閣総理大臣は、第一項の登録を行うについて必要な試験（以下「登録試験」という。）を行うものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の登録の申請をした者が前項の登録試験に合格しているときは、その登録をしなければならない。

5 第一項の登録を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

6 内閣総理大臣は、登録試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録試験を行わなければならない。

7 政府の職員又はこれらの職にあった者は、登録試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (登録超能力者への給付金の支給)

第五条 第四条第一項の登録を受けた者（以下「登録超能力者」という。）には、政府が特別給付金を支給する。

2 特別給付金の額は、超能力者がその生活を維持できる額として別に政令で定める。

（審査請求）

第六条 特別給付金に関する処分に不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は、適用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第七条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第九条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

（不正利得の徴収）

第十条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（秘密保持義務）

第十一条 特別給付金の支給に関する職にあった者は、特別給付金の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

（内閣府令への委任）

第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（登録超能力者の責務）

第十三条 登録超能力者は、政府が実施する超能力を活用した施策に協力する責務を有する。

（登録の取消し）

第十四条 内閣総理大臣は、登録超能力者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 第三条の規定に違反したとき。

二 超能力を喪失したと認められるとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 正当な理由がなく、前条の規定に反したとき。

五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(報告又は資料の提出)

第十五条 内閣総理大臣は、必要な限度において、登録超能力者に対し、その能力の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第十六条 第四条第六項又は第十一条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。